**保護者連携チェックリスト**

|  |
| --- |
| **いじめ対応の保護者連携で大切なのは、face to face！****早く解決することではなく、早く対応を始めて、丁寧に指導し、****連絡を密にすることで、保護者との信頼関係を深めること！****～ 全ては、児童生徒が安全・安心で充実した学校生活を送るため ～** |

既存のマニュアルで対応

＜保護者連携イメージ＞

新たに作成するチェックリストで対応

・被害児童生徒の保護者との連携の初期対応

**【第１次判断後（認知～解消）】**

**・児童生徒からの聴き取り等の解消に向けて、対処中における保護者との連携・協力**

**【初期対応】**

**・児童生徒や保護者からの訴えや相談**

**・教職員の発見**

**・アンケートからの訴え　等の受け止め**

**【保護者への１報、２報段階】**

**・電話での１報や最初の家庭訪問、保護者の来校時の対応**

新たに作成するチェックリストで対応

・被害児童生徒の保護者との連携

・加害児童生徒の保護者との連携

|  |
| --- |
| **児童生徒から被害の訴え（アンケート記載含む）があった時** |

－ 初期対応 －

**→　電話、家庭訪問や保護者の来校による面談**

【被害を訴えてきた児童生徒の保護者への１報：被害を訴えた児童生徒が在校している段階】

□「落ち着いています」「保健室で休ませています」等、現在の児童生徒の状態について、まずは、電話で一報を入れる。

□「よく話してくれました。（アンケートに記載がありました。）詳細については、後ほど家庭訪問（電話）でお伝えします」（詳細について面談で伝える約束をする）

【２報：被害児童生徒が帰宅した段階】

　　 □「よく話してくれました。相談してくれてありがたかったです」（感謝）

□「つらかったと思います」（共感）

□「〇〇することを本人に伝えました（寄り添う姿勢を伝える）」（約束）

□「家の人に伝えることを本人に了解をとったうえで連絡しています」

□「家の人には言わないで」と本人は言っているのですが、

①心配である　②命にかかわる

③24時間見守ることができない　から「保護者に伝えます」

【続報：関係児童生徒、加害児童生徒からの聴き取りに着手する段階

* 関係児童生徒、加害児童生徒からの聴き取りを始めることに対して、被害を訴えた児童生徒自身の要望を伝える。「本人はこう（ＯＫ・ＮＯ）言っています」

場合によっては保護者に理解を促すよう協力を依頼する。

　□「被害を訴えている児童生徒を守る」「秘密を守る」ことを伝え、不安を取り除く。

　□ 調査にあたっての要望を聴き取る。

　□ 事実確認のためにＳＮＳ等のデータを保存したいことを伝える。

|  |
| --- |
| **保護者から被害の訴えがあった時** |

－ 初期対応 －

【被害を訴えてきた保護者からの被害を聴き取る段階】

□「ご心配をおかけしまして、申し訳ございません」（謝罪）

□（被害児童生徒が在校の場合は）「まず、本人の話をしっかりと聴いたうえで、対応させていただきます。また、後ほどご連絡いたします」など

□（被害児童生徒が欠席の場合は）「まず、本人の話をしっかりと聴いたうえで、対応させていただきます。直接、本人から話を聴きたいのですが、会うことができますか」など

【被害を訴えてきた保護者への１報：被害児童生徒本人からの聴き取り後】

□「本人からも話を聴きました。つらかったと思います」（共感）

□「よく話してくれました。相談してくれてありがたかったです」（感謝）

□「〇〇と本人は言っています」と児童生徒から聴き取った言葉を用いて伝える

□「〇〇することを本人に伝えました（寄り添う姿勢を伝える）」（約束）

【続報：関係児童生徒、加害児童生徒からの聴き取り後】

＜面談対応＞

　　□「本人から話（学校で伝えた内容）を聴きましたか。確認の意味で、私からもお伝えします」「家での様子はどうですか」

　　□「私と〇〇先生が聴き取りをしました」誰が聴き取りをしたのかを伝える。

　　□「今後、学校として～のように対応していきますが、よろしいでしょうか」学校の対応や指導に対しての保護者の意向を確認する。

　　□ 加害児童生徒への指導、集団に対する指導についての要望を聴き取る。

　　□ 連絡の最後に、家庭での見守りを依頼する。

|  |
| --- |
| 〔 被害児童生徒の保護者連携の基本 〕＊いじめを訴えた保護者にとって、学校が対応しているのかどうか分からないことが不安である。＊現在、学校が把握している客観的事実のみを伝えるようにする。（推測や解釈は×）＊事実確認等に時間を要する場合には、途中経過（「〇〇については確認できました」）や、現在の対応を伝え、保護者に学校の対応が分かるようにする。＊児童生徒からの聴き取りや指導に対して、保護者から誤解や不信感を抱かれないように、直接面談して説明するようにする。 |

|  |
| --- |
| **いじめの認知から解消までの保護者連携（支援・指導）** |

【被害児童生徒の保護者に対して】

　　□ 学校での児童生徒の様子や指導経過等を伝えるとともに、家庭での見守りを継続することを依頼し、信頼関係を深める。

　　□ いじめの解消まで、見守り続けることを伝えるとともに、学校や家庭での様子等について（定期的に）確認し合うことを伝える。

【加害児童生徒の保護者に対して】

　　□「本人から話（学校で伝えた内容）を聴きましたか。確認の意味で、私からもお伝えします」「家での様子はどうですか」

　　□「私と〇〇先生が聴き取りをしました」誰が聴き取りをしたのかを伝える。

　　□ 教師の主観が入らないように、聴き取りをした際に生徒の語った言葉で伝える。

　　□ 「今後、学校として～のように指導していきます」等、今後の指導内容を説明した上で、加害児童生徒の成長に主眼を置いて指導していくことへの協力をお願いする。

　　□ 学校での生徒の様子や指導経過等とともに、家庭での様子を確認する。特別な指導を要する場合には、来校していただき説明する。

□ いじめの解消まで、学校や家庭での様子等について（定期的に）確認し合うことを

とおして、生徒の成長の（社会性を育む）ために協力していくことを伝える。

□ 被害児童生徒への謝罪等について相談する。

□ 対応時の最後に、家庭での見守りを依頼する。

|  |
| --- |
| 〔 加害児童生徒の保護者連携の基本 〕* 連絡は電話で、説明は面談で行うことで、誤解や不信感を抱かれないようにする。
* 加害児童生徒の保護者を責めるのではなく、加害児童生徒のことを心配する気持ちが伝わるようにして、協力関係が結べるように話し合いを進める。
* 加害児童生徒が行為に至った心情を理解（共感）しつつも、許されない行為であることを説明する。また、悪意がなくても被害生徒は傷ついていることからその対応への協力を依頼する。
* 場合によっては、「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。
 |

**保護者連携の電話対応のポイント**

**いじめ事案の保護者対応は、電話で用件を伝えて終わらせるのではなく、面談の約束（伺い）までする。**

★　原則として担任が保護者に電話連絡をする。また、連絡者の脇に学年主任等が待機している状況が望ましい。

★　日頃の保護者への電話連絡や対応は担任が行っているが、いじめ事案に関しては、状況に応じて、学年主任やいじめ担当の教員、管理職等が保護者に対応し、保護者の意向や願いを丁寧に聴き取ること。

★　保護者への電話連絡の際には、伝えなくてはならないことを書き出しておくこと。また、管理職は内容を把握しておくこと。

★　教職員が情報共有しておくこと。保護者からの電話での問い合わせや面談時に、「話を聞いていない」「知らない」と返答して、学校に対する不信感を生まないようにすること。

**保護者連携の面談対応のポイント**

**いじめ事案の保護者対応は、保護者の話を丁寧に聴き、願いや気持ちを理解し、保護者と一緒に対処していこうとする姿勢から始める。**

★　家庭訪問を連絡したり、来校を依頼したりする段階から、保護者と協力関係を結ぶ配慮は始まっている。

★　校内での面談の場所の設定や、誰が対応するのかにも学校の姿勢が表れる。他の教師や児童生徒が出入りするような場所や、他者の視線が気になるような場所で面談をしない。担任や学年主任が面談に臨む場合でも、はじめに管理職が同席して挨拶をすることが望ましい。

★　家庭訪問時の第一声は、受け入れていただいたことへの感謝の言葉を発すること。

★　保護者の来校時の第一声は、出向いてくれたことへの感謝とねぎらいの言葉を発すること。

★　保護者の考えや気持ちを十分に聴くこと。

★　当面の目標や取組を明らかにして、次回までの見通しをもつこと。